

陳情第181号	受理年月日	令和2年7月20日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	住所不定者の住民票取得の特例に関する意見書の提出について	
要旨	<p>新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策として実施している特別定額給付金については、ホームレス等についてもなるべく受け取れるよう協力を求める通知が厚生労働省から発行されたが、住民票の取得は大変困難であるという。</p> <p>住民がホームレスになる理由はさまざまだと聞いているが、必ずしもお金がないわけではない者もいれば、住民票の登録を拒み、インターネットカフェ等で生活している者もいるということである。</p> <p>今後、失業等さまざまな状況により住所を失う国民もふえると危惧されている。ついては、この状況を打開するためにも下記のとおり国会に意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住所不定者について、国はなるべく住民票を作成する努力をすること。 2 住所不定者は、次の条件を満たせば住民票を取得できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) マイナンバーカード（写真付きの住民基本台帳カード）の作成に合意する者。 (2) ショートメール及びEメールで連絡ができる通信機器を保有し、おおむね連絡がとれる状況にある者。 (3) おおむね一カ月に一度、安否確認のため、全国各地にある指定された行政機関に連絡できる状況にあり、その連絡に合意する者。 (4) おおむね一年以上に一度、虹彩認証が可能な写真等の提出に合意できる者。 3 住所不定者の住民票の登録については、おおむね滞在している市町村で行い、ショートメール用の電話番号を住所として登録することで 	

足りるものとする事。

なお、数カ月以上住所がある場合には、それを行ってはならないものであるとする事。